

公共施設等運営権実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1		4				4 改築・各種計画支援・増築に係る業務の費用総額	増築に係る業務の実施及びその内容について決定する都度、4000万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額）を費用総額の上限として、市と運営権者との間において協議して確定する。	増築に係る業務の実施及びその内容について決定する都度、4000万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額）を費用総額の上限として、市と運営権者との間において協議して確定する。 <u>ただし、第44条の2の規定により読み替えた第38条その他の本契約の規定に基づき増減が生じた場合、当該金額を加算又は減算した額とする。</u>
2	7	18		(13)		(主たる事業の開始条件)	第29条から第31条までに規定する長期経営計画書、当初5事業年度の中期経営計画書及び当初年度の単年度経営計画書の提出並びに市による確認	第29条から第31条までに規定する長期経営計画書、当初5事業年度の中期経営計画書及び当初年度の年度経営計画書の提出並びに市による確認
3	10	24		(1)		(第三者への委託等)	当該第三者との間で契約を締結した後、当該委託先又は請負先の名称並びに委託又は請負の種類、 <u>予定金額</u> 、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を、速やかに市に対して報告する。	当該第三者との間で契約を締結した後、当該委託先又は請負先の名称並びに委託又は請負の種類、 <u>契約金額</u> 、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を、速やかに市に対して報告する。
4	14	31				(年度経営計画書)	(<u>単年度経営計画書</u>) 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業に係る <u>単年度経営計画書</u> を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業に係る <u>単年度経営計画書</u> を、当該事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。	(<u>年度経営計画書</u>) 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業に係る <u>年度経営計画書</u> を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業に係る <u>年度経営計画書</u> を、当該事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
5	14	31	2			(年度経営計画書)	運営権者は、本事業期間中、 <u>単年度経営計画書</u> に従い、適正に本事業を実施しなければならない。	運営権者は、本事業期間中、 <u>年度経営計画書</u> に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
6	14	31	3			(年度経営計画書)	運営権者は、 <u>単年度経営計画書</u> の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。	運営権者は、 <u>年度経営計画書</u> の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
7	14	31	4			(年度経営計画書)	運営権者は、 <u>単年度経営計画書</u> （変更した場合には変更後の <u>単年度経営計画書</u> 。以下本項において同じ。）について市の確認を得た後、速やかに当該 <u>単年度経営計画書</u> についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。	運営権者は、 <u>年度経営計画書</u> （変更した場合には変更後の <u>年度経営計画書</u> 。以下本項において同じ。）について市の確認を得た後、速やかに当該 <u>年度経営計画書</u> についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
8	15	33-2	2			(下水道事業計画変更案の作成)	運営権者は、次の各号に掲げる下水道事業計画(案)につき、市及び運営権者間で協議及び調整を行い、市の承諾の下に当該5事業年度開始予定日の前年度の11月末日までに策定するものとする。	運営権者は、次の各号に掲げる下水道事業計画 <u>変更案</u> につき、市及び運営権者間で協議及び調整を行い、市の承諾の下に当該5事業年度開始予定日の前年度の11月末日までに策定するものとする。

公共施設等運営権実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
9	18	38	2			(単年度対象改築業務に係る増加費用及び損害)	年度改築実施覚書の締結後に、年度改築実施覚書の締結段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により、当該年度改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議の上、中期改築実施覚書及び当該年度改築実施覚書に定められた単年度対象改築業務の内容の変更について決定し、当該決定に従って中期改築実施覚書及び当該年度改築実施覚書を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。	長期改築実施覚書の締結後に、長期改築実施覚書の締結段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により、該当する時点における年度改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議の上、中期改築実施覚書及び当該年度改築実施覚書に定められた単年度対象改築業務の内容の変更について決定し、当該決定に従い、必要に応じて長期改築実施覚書、中期改築実施覚書及び当該年度改築実施覚書を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
10	19	38	5			(単年度対象改築業務に係る増加費用及び損害)	年度改築実施覚書の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務に係る費用が著しく増加したとして市が認めた場合には、三浦市工事請負契約約款(上下水道)(令和2年10月1日改正)第25条を適宜読み替えて準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度改築実施覚書に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。	長期改築実施覚書の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務に係る費用が著しく増加したとして市が認めた場合には、三浦市工事請負契約約款(上下水道)(令和2年10月1日改正)第25条を適宜読み替えて準用し、 <u>年度改築実施覚書締結時に当該単年度対象改築業務に係る費用を改定し</u> 、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度改築実施覚書に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
11	24	49	2			(流入水量又は流入水質の変動)	本処理区における運営権設定対象施設への流入水質が <u>要求水準書で設定した基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない</u> 場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。	本処理区における運営権設定対象施設への流入水質の <u>著しい変動が恒常的に発生する</u> 場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。
12	27	57				(運営権者によるセルフモニタリング)	運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準(モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。)並びに提案書類において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。	運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準(モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。)並びに提案書類において提案した <u>方法に基づき、セルフモニタリングを実施し</u> 、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

公共施設等運営権実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
13	27	57	2			(運営権者によるセルフモニタリング)	運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案した業務に関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法（セルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順及び実施頻度を含むが、これらに限られない。）及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて、 <u>随時</u> 、報告書を作成してこれを提出する。	運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案した業務に関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法（セルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順及び実施頻度を含むが、これらに限られない。）及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて、報告書を作成してこれを提出する。
14	32	67	2	(1)		(事業期間)	不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合	不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延した場合、又は運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき
15	33	68		(1)		(事業引継)	運営権者は、本事業終了日前180日から90日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書に <u>従い</u> 、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。	運営権者は、本事業終了日前180日から90日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に <u>従って</u> 、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。
16	33	68		(5)		(事業引継)	運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、本事業の業務内容の調査及び運営権設定対象施設が要求水準書を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。	運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、本事業の業務内容の調査及び運営権設定対象施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
17	34	70				(原状回復費用等)	運営権者は、第68条第1号の規定による機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に規定する項目を満たさない事項が存在する場合には、第69条第1項第二文に規定する措置に加えて、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、市が認めた場合には、前条第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払額から控除する方法により支払う。	運営権者は、第68条第1号の規定による機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準を満たさない事項が存在する場合には、第69条第1項第二文に規定する措置又は、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、市が認めた場合には、前条第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払額から控除する方法により支払う。
18	35	72		(11)		(運営権者の事由による本契約の解除)	基本協定書の当事者が、基本協定書第7条第5項各号のいずれかに該当したとき。	基本協定書の当事者が、基本協定書第7条第6項各号のいずれかに該当したとき。

公共施設等運営権実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
19	38	80		(2)		(本事業開始日後の解除又は終了の効果)	「(1)運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書に従い、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。」	「(1)運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、 <u>運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に従って、市に対する施設機能確認報告書の提出及び市又は市の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。</u> 」
20	43	91	3			(新技術の導入)	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を有する知的財産権対象技術を <u>主たる事業又は附帯提案事業</u> に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。
21	44	93	2			(公租公課)	市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（第69条[第2項又は]第3項の規定により支払われるものを含む。）については、当該改築に係る業務について第40条第2項（同条第4項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税及び地方消費税相当額をいう。）を付して支払うほか、本契約に関連して生じるすべての公租公課について、本契約に別途定める場合を除き負担しない。	市は、改築及び増築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（第69条[第2項又は]第3項の規定により支払われるものを含む。）については、当該改築及び増築に係る業務について第40条第2項（同条第4項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点（ <u>増築については、第44条の2の規定により適宜読み替えられて決定される時点</u> ）で適用のある消費税相当額（消費税及び地方消費税相当額をいう。）を付して支払うほか、本契約に関連して生じるすべての公租公課について、本契約に別途定める場合を除き負担しない。
22	50			(44)		別紙1 定義集	「年度経営計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。	「年度経営計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理及び増築に対する計画をいう。
23	51			(51)		別紙1 定義集	「提案書類」とは、優先交渉権者が令和4年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう	「提案書類」とは、優先交渉権者が令和4年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答（ <u>後日書文化したものに限る。</u> ）を含む。）を含む。）をいう

公共施設等運営権実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
24	62					別紙3-1 市が維持する協定等	本契約第12条第1項に規定する「別紙3-1に記載の <u>許認可等</u> 」は、市が運営権者に対して別途示す <u>許認可等</u> とする。	本契約第12条第1項に規定する「別紙3-1に記載の <u>協定等</u> 」は、市が運営権者に対して別途示す <u>協定等</u> とする。
25	71					別紙5 公有財産賃貸借契約	—	(条・項番号修正)
26	79 ～ 80					別紙8-1 長期改築実施覚書	—	(条・項番号修正)
27	83 ～ 84					別紙8-2 中期改築実施覚書	—	(条・項番号修正)